

応援します いきいきライフ

免除制度について

ご存じですか？免除制度

平成28年度の国民年金保険料は **月額16,260円** です。
ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額以下の場合、申請により、保険料の納付が全額免除または一部免除（一部納付）となります。

		保険料(月額)
$(\text{扶養親族等の数}+1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	⇒ 全額免除	0円
$78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の3免除 / 4分の1納付	4,070円
$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 半額免除 / 半額納付	8,130円
$158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の1免除 / 4分の3納付	12,200円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 納付猶予制度・所得の低い50歳未満の人が対象です。(平成28年7月分から※)

50歳未満方で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。

$(\text{扶養親族等の数}+1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$ ⇒ 納付猶予

※注意 平成28年6月分までの対象年齢は、30歳未満です。

～将来の年金への影響は？～

免除区分など	受給資格期間(※)	年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間(追納期間)
全額免除	含める	全額免除月数 × $\frac{4}{8}$ 注(1)	10年以内 ※追納は申し出が必要で す。 なお、3年度目以降に 保険料を追納する場 合、当時の保険料に経 過期間に応じた加算額 が上乗せされます。
$\frac{3}{4}$ 免除		$\frac{1}{4}$ 納付月数 × $\frac{5}{8}$ 注(2)	
半額免除		半額納付月数 × $\frac{6}{8}$ 注(3)	
$\frac{1}{4}$ 免除		$\frac{3}{4}$ 納付月数 × $\frac{7}{8}$ 注(4)	
若年者納付猶予		含めない	
学生納付特例			
未納	含めない ※未納期間が多いと受給できな くなる場合があります。	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注(1)平成20年度分までは「 $\frac{2}{6}$ 」、注(2)平成20年度分までは「 $\frac{3}{6}$ 」

注(3)平成20年度分までは「 $\frac{4}{6}$ 」、注(4)平成20年度分までは「 $\frac{5}{6}$ 」

◆平成28年度の免除・猶予の申請は、7月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。

◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。

国民年金に関するおたずねは、日本年金機構出雲年金事務所 (☎24-0045)
保険年金課 (☎21-6982)、各支所年金担当課

「出雲市保幼小交流の日」を開催します

市では、保育・幼稚園教育から小学校教育へとつなぐ時期（接続期）において、子どもたちがスムーズに小学校での生活・学習環境に対応できるように、各保育所・幼稚園・認定こども園・小学校間で交流活動を実施したり、小学校就学前後の保育・教育課程を工夫したりするなど、さまざまな取組をしています。

この一環として、翌年4月に小学校への就学を迎えるお子さんを対象とした「出雲市保幼小交流の日」を開催します。



大津小学校：学校探検のようす

交流の日には、お子さんは小学校の児童や他の保育所・幼稚園等の友だちと一緒に、遊びや学習の体験をし、その活動を保護者の方々に参観してもらいます。

「出雲市保幼小交流の日」

◆開催日／10月18日(火)午後

◆対象／平成29年度就学予定のお子さんとその保護者

◆申込方法／

○市内の保育所・幼稚園等に通っているお子さんの保護者の方は、夏休み前にそれぞれの所・園から配布する案内文書をご覧ください。

○市内の保育所・幼稚園等に通っていないお子さんの保護者で参加希望の方は、学校教育課にお問い合わせください。

おたずね／学校教育課

☎②6196

●身体障がい者相談員

名 前	住 所	電話番号
竹下 英治	塩冶町1723-1	23-0797
小谷 育実	上塩冶町2512-1	23-7799
福間 清子	灘分町2311	62-3873
角 貞徳	園町819	69-1065
和泉 積	佐田町反辺220-3	84-0155
石飛 丈和	多伎町口田儀206	86-2714
今岡 忠嗣	湖陵町常楽寺700-1	43-2202
大村 豊秋	大社町杵築南1144	53-0325
廣戸 八重子	斐川町神氷2718-2	72-6569

●知的障がい者相談員

名 前	住 所	電話番号
伊藤 喜代子	平野町842	22-5624
山田 瑞子	今市町427-1	21-0121
今岡 幸恵	西神西町1022	43-2691
原 泰子	中野町689-5	21-3470
久家 久美子	灘分町1390	62-5008
村山 進	大社町北荒木807-1	53-5413
荒川 文雄	斐川町直江1555-63	72-7044

障がい者福祉に理解と熱意がある相談員が相談に応じます。今年度の障がい者相談員（敬称略）は左表のとおりです。お気軽にお問い合わせください。

平成28年度出雲市障がい者 相談員を紹介いたします

おたずね／福祉推進課

☎②6961